万国の労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

労働者共産党 中央機関紙

第358号（統合2号）

1999.8.1

1976年6月7日 第三種郵便物認可　《月1回刊1日発行》

定価150円　（12回送料込2500円・密封2800円）

プロレタリア

発行所・労農通信社　発行人・小川春夫

東京都足立区梅島2—38—11

☎03(3849)4953　FAX 03(3849)4938

郵便振替　00160—4—174947

E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp

URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

共に21世紀の革命の時代を切り開こう

労働者共産党 中央委員会常任委員会

アピール

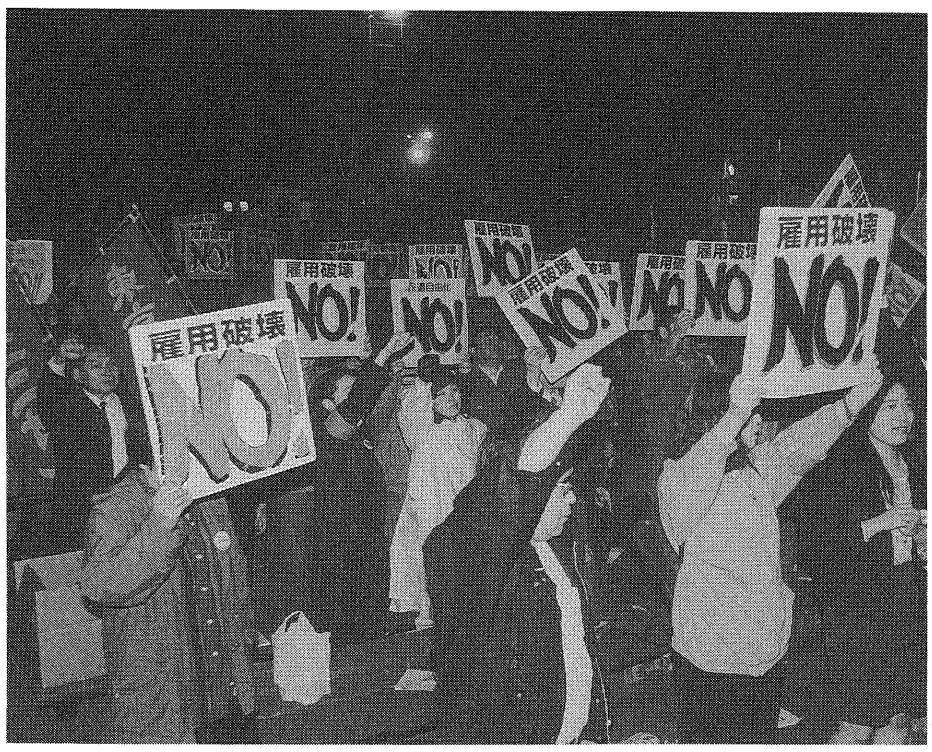

雇用破壊との闘いなどを通じて新しい労働運動を発展させよう

1

全国の同志・友人のみなさん。

われわれは去る六月、共産主義者同盟と日本共産党（マルクス・レーニン主義）との統合を成功させ、「日本の共産主義者の本格的な統合への、比較的小さな、しかし確かな一歩である」ものとして、新しい党、労働者共産党を結成しました。

そして、党の当面の綱領的内容を示す「共同声明」（前号掲載）、党の組織路線を示す「規約」（今号掲載）などを決定しました。

労働者共産党の結成に対して、すでに少なからぬ皆さんからの支持と歓迎、激励と同志的批判の声が寄せられていることに、われわれは感謝します。ソ連崩壊以降とくに強まっている共産主義運動の清算、あるいは教条主義的停滞、その中での左翼諸派の分解の深まりという状況の中で、団結・統合を呼びかけ出発したわが労働者共産党の責務は重大です。

2

労働者共産党の団結・統合の呼びかけの政治・思想的基礎は、「共同声明」の中の「党の綱領的目標」にも示されているように、二十一世紀の地平に立って共産主義運動の新生に挑戦することです。

われわれは、「党の綱領的目標」の冒頭において、次のように宣言しています。

「われわれは、全世界のプロレタリアートと共同して、共通の次の目標を達成するために闘う。すなわち…

われわれは、主要な生産手段（土地を含む）の私的所有を廃止する。そして、労働時間を大幅に短縮する中で、精神労働と肉体労働、工業と農業、物的生産労働と労働力再生産労働、就労と失業などに人々が分割され、支配と隷属、差別と被差別の重層的連鎖の最深の土台を成してきた社会の就労構造を解体し、社会が生存のための経済活動に緊縛されている状態をもなくし、各人の自由な発展がすべての人々の自由な発展の条件であるような社会を目指す。それと共に労働の量に応じた分配を実現し、更に能力に応じて働き欲求に応じてとることのできる社会を目指す。

われわれは、労働力・労働手段・労働対象・労働生産物などの経済的諸要素の配分調整が、国家や資本の管理機構によって行われ、また市場を介して行われる資本主義的配分調整システムを廃止する。われわれは、過渡的にはプロレタリア国家の関与をテコとしつつ、社会の経済的諸要素の配分調整を生産・生活現場の人々がその必要に基づいて、直接・相互に・共同して、地域的・全国的・世界的に行えるシステムを構築していく。

こうしてわれわれは、全世界から階級と階級対立を消滅し、国家の死滅を実現し、全世界人民の連帯した協同社会、世界共産主義社会を実現する。この目標は、以下の政治革命の達成を条件に初めて全面的実現の道が開かれるものである。また以下の社会変革の目標と一体的に達成していくことを要するものである」と。

そして「党の綱領的目標」は、最後に、「以上の政治的、社会的諸任務の首尾一貫した遂行は、わが国のブルジョア独裁権力を打倒し、アメリカ帝国主義を一掃し、プロレタリアートの独裁を樹立することによってのみ成し遂げることができる」と締めくくっています。

われわれは、「党の綱領的目標」のこの骨格をしっかりおさえ、一つ一つの条項を実践の中に生かし、党外の人々の批判に耳を傾けながら、綱領的内容を更に改善していきます。こうしてわれわれは、労働者階級・人民大衆の自己解放運動の発展に助力していきます。わが労働者共産党の目標は、必ずや二十一世紀の労働者階級・人民の要求となり、時代を変えるでしょう。

3

だがもちろん帝国主義ブルジョアジーは、歴史の舞台からすすんで降板しはしません。帝国主義諸国の金融独占資本は、ソ社帝・官僚制国家独占資本主義の崩壊を契機に、アメリカ帝国主義を主柱とする国際反革命同盟体制の下での全面的な多国籍展開へと突進し、資本主義の新たな発展の時代の到来をおう歌してきました。アメリカ帝国主義はこの間、金融独占資本の搾取体系のグローバルな発展を促すために、いわゆる「グローバルスタンダード」と称し、諸国に「市場開放」「市場経済」「民主主義」を強要し、従わない諸国に対しては「人権」の擁護を口実にその「国家主権」を踏みにじり内政干渉を欲しいままにしてきました。

とはいえ、金融独占資本の多国籍展開と国際寡占体制の形成は、世界社会主義革命の物質的その他の諸条件を飛躍的に成熟させます。そして、アメリカ帝国主義の「ダブルスタンダード」な内政干渉がまかり通り、諸民族の「権利」の衝突を帝国主義が利用・促進する中で、帝国主義諸国は軍事介入の果てしなき拡大という泥沼に足を取られだしています。帝国主義ブルジョアジーの「国際社会」において、米帝の一極支配に対する不協和音がロシア等々の反発の形で拡大しだしています。国際帝国主義はその内部対立を、全世界人民への抑圧・搾取を強化することによってしか処理できません。全世界人民の反抗は不可避です。帝国主義ブルジョアジーの側に傾いた政治の流れが変わり、労働者階級の新たな闘いの発展と政治的進出へ、道が開かれるに違いありません。

4

日本においてもそのことがいえます。米帝は、西のNATO（北大西洋条約機構）を「コソボ」で侵略機構へと再編成した今日、いよいよ東の日米安保体制を、「朝鮮」「中国」への軍事介入で、日帝との共同侵略体制へ再編成しようとするでしょう。日帝ブルジョアジーは、これに備え、またこれを機会に覇権拡張を目論んで、周辺事態法を成立させ、組対法、国旗・国歌法、住民基本台帳法改悪、有事法制などの成立を急ぎ、国会に憲法調査会を設置し、国連安保理常任理事国入りの外交攻勢をも改めて強化しています。

われわれは、米日帝国主義のこうした動向に不信と警戒を高める中・朝人民と連帯し、周辺事態法の発動を阻止する全人民の闘いを発展させ、世界史的大転換の時代に反動的に対処する敵国家体制の再編を挫折させていかねばなりません。

そして何よりも問われているのは、労働者階級・人民自身の運動と組織を世界史的大転換の時代に相応しいあり方へ転換し、たたかう態勢を整えることです。

すでに新しい運動の要素が、様々な形態をとって湧き起こってきています。野宿労働者の運動、「外国人」労働者の労働組合、女性労働者の組合、地域ユニオン、管理職ユニオンなどが次々と誕生し、発展をたたかいとってきました。労働条件だけでなく、労働のあり方・生活のあり方を問題にし、自然環境との関係をも対象化する労働運動が発展しました。そうした中で、就労と失業、組織と未組織、性・「身分」・民族・国籍の違いや「障害」の有無などによる差別・分断を超えた日本労働運動の新生が展望されつつあります。また、自然環境破壊を阻止するための様々な運動が生まれ、これまでの農業のあり方を問い都市消費者との直接的な結びつきを強める農民運動が広がり、ブルジョア学校制度の破綻が明らかになる中で学習システムのあり方の変革が課題として急浮上し、「老後」への不安が高まると共にその生活のあり方への関心が高まり、女性が地域の市民運動・政治活動に進出し、住民投票が各地で闘いとられるなど、地域生活において新たな社会変革の動きがみなぎりはじめています。

われわれは、行き詰まった社会制度の根底からの変革を目指す労働者の闘いを、職場・地域から前進させていかねばなりません。労働者人民の新しい内容を持った統一戦線が発展する条件は強まっています。

5

労働者階級・人民のたたかう態勢を構築する事業の今日的要は、共産主義運動の抜本的な建て直しです。共産主義運動の建て直しを要として、労働者人民の統一戦線は、革命的統一戦線として発展します。マルクス・レーニン主義の現代的発展の地平に立って、現代修正主義日本共産党にかわる革命的労働者党を創建するための長年にわたる活動を総決算し、共産主義運動のより大きな統合を闘いとらねばなりません。

当の日本共産党は、自自公連立政権と対立する唯一の野党という立場を押し出しているものの、ブルジョア民主主義的世界秩序への貢献を名目とする現代帝国主義の政治と本質的に対決できず、また完全に議会主義・議員政党化しており、ブルジョア階級支配を補完する役割を強めずにいません。そうした中で、この世界史的な時代の節目に際して、日本共産党と綱領・戦術・組織にわたって真に根底から訣別し・今日の労働者階級の自己解放の道を指し示すことのできる革命政党が切実に求められて来るでしょう。わが労働者共産党の結成は、この時代の要請に応える努力のささやかなれど確かな一歩です。

新たな時代の階級攻防は、支配階級の国家再編と労働者階級の革命政党創建という非和解的な対抗関係をはらみつつ始まっています。共産主義運動の分散した現状の容認は、敗北に通じており、断じて・着実に克服してゆかねばなりません。共に団結し二十一世紀の革命の時代を切り開いていきましょう。

「戦争のできる国家」体制づくりを許すな

日の丸・君が代法案を廃案に

新ガイドライン関連法が五月二四日に成立して以降、反動諸法案が次つぎと成立もしくは、成立させられんとしている。

今国会での反動諸立法は、反動「自自公」体制によって推進させられており、新ガイドラインによる「戦争のできる国家」体制を形づくる一つ一つであることは明白である。

このままでは、これらを通すために大幅な延長となっている八月十三日の国会閉会までに、組織犯罪対策法、国旗・国歌法なども成立させられてしまう危険が高い。

盗聴法など組対法に対しては、旧来の民主的・左翼的な勢力だけでなく、反対勢力の新しいひろがりがみられる。東京の6・24大集会など広範な共同闘争となっている。世論的にも、インターネットや携帯電話の時代を背景として個人的自由主義志向が、旧来の革新勢力と一致する動きとなっている。

▼天皇制による統制を意図

日の丸・君が代法制化についてはどうか。広く関心は高いが、現状はピンチである。

この国旗・国歌法案について、政府は六月十一日の答弁書で、君が代の「君」とは、「日本国憲法下では、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇と解釈するのが適当である」とし、また首相小渕は六月二九日の衆院答弁で、「日本国及び日本国民の統合の象徴であり、その地位が主権の存する国民の総意に基づく天皇のことを指す」とした。

後者の首相答弁は、君が代に対する天皇主権時代の歌という批判を意識して、形ばかりに主権者国民との言辞を入れたものであるが、なにわともあれこれらの答弁は、君が代が、天皇制国家を賛美し、天皇制の永続を願う歌であるということを公然と表明したものである。

政府・支配階級の基本的ねらいが、「戦争のできる天皇制国家」の復活に「国民の総意」を動員しようということにあると言わねばならない。

また政府のより直接的なねらいは、今年二月の広島県立世羅高校校長の自殺がこの法案の契機ともなっていることからわかるように、学習指導要領による日の丸・君が代強制だけでは、教育労働者や父母・生徒の抵抗をまっ殺することがむずかしい、その強制の法的根拠として成文法が欲しいということである。国旗・国歌と法律で決まったのだから、ということで教育労働者などの抵抗の意志を挫折させようとしている。

だから今のところ政府は、法案に国旗・国歌の尊重義務やその違反への罰則などを設ける必要はなく、「現行の運用に変更は生じない」「義務づけることは考えない」などと述べながら、現行の運用である学習指導要領による強制を完遂せんとしているのである。

法的根拠をもつことによって、教育労働者をはじめとする公務員労働者全体に対して、日の丸・君が代を職務命令で強制することが現行以上に容易になることは明白である。

法制化によって、人民一般の日の丸・君が代拒否の言動がその法律によって罰せられるわけではないが、「村八分」扱いは強まる。

▼社民・日共のふらつく反対論

このような極悪法案に、反対・批判論者はどのような態度をとっているだろうか。

一部には、君が代は時代錯誤だが、日の丸は容認という立場がある。これは、日の丸が侵略の旗であり、天皇制の旗でもあることを無視するびゅう論で、戦後民主主義者の底の浅さをばくろするもの。

また、君が代は天皇制の歌だが、日の丸は天皇制とは別であり、かっての侵略戦争で打ち振られたからよくないとする論もあるが、これは一面的な論である。

確かに歴史的に、太陽マークは天皇のマークであったわけではないが、近代天皇制の確立、拡張のなかで、日の丸が"太陽神天照大神を皇祖とする天皇をいただく、ありがたい国"の旗として普及させられてきたのであり、日の丸掲揚が天皇制国家儀式の一つであることは否定できない。日の丸は、侵略の旗、また侵略を公的謝罪・反省しない旗であるとともに、天皇にはいつくばる儀式の旗として今日も機能している。

さて、議会政党で法案の廃案を主張しているのは、社民党と日共だけである。

しかし、社民党は六月二五日の党見解で、「日の丸については『国家の標識』として取り扱われてきたことは事実であり、それを否定するものではない」としている。そして、それが国旗たるためには「過去の侵略戦争、植民地支配への反省の意が内外に宣言され」ることが要件である、としている。天皇制を綱領的に支持する社民党の限界と言うほかはない。

日共は、二月に国旗・国歌の法制化を提唱して政府を側面援助した「実績」があるが、現在の反対姿勢も日和見主義そのものである。

日共は、何が国旗・国歌としてふさわしいか、国民的論議をやることが大事、それをせずに拙速に法制化するのは反対というのが基本的立場であり、これでは『朝日』などマスコミ論調と大差はない。六月にはごていねいにも、「国旗・国歌調査会」を国会にもうけよ、との提案をしている。

(そういうやり方では、憲法調査会ともたたかうことができないのではないか)

もちろん日共も一応は、天皇主権の歌＝君が代、侵略の旗＝日の丸と批判はしているものの、法案にかけられた政府・支配階級の意図をあばき、日の丸・君が代を粉砕しようと呼びかける姿勢は一かけらもない。

▼積極的な反対論が不可欠

反対勢力にも、このような弱点があるが、教育労働者をはじめとする反対運動はひろがっている。

日教組は六月定期大会で、日の丸・君が代法制化反対を明確にし、統一闘争をふくむ教育現場からの闘争要求はたかまっている。しかし、九五年大会での、学習指導要領容認など「五項目」方針転換をそのままにしておいて、本当にたたかえるのか。課題は大きい。

市民運動では、事の発端ともいえる広島で、「日の丸・君が代の強制に反対する広島県民の会」が、六万人署名を政府へ突きつけるなど広範な運動をすすめている。

東京で三月二六日に共同声明を発してスタートした「日の丸・君が代の法制化に反対する共同声明」運動は、声明への参加を拡大しながら、活発な行動を展開している。

宗教者、学者・文化人などの動きも活発であり、その役割は大きい。

現在、法案阻止の一点で広範な共同に努力しながら、同時に、日の丸・君が代そのものに徹底的に反対する立場をひろげることが重要であろう。

日の丸・君が代に明確に反対ではないが、拙速な法制化には反対とする人びとは少なくない。このような人びとを獲得する方策は必要であるが、なぜ日の丸・君が代ではダメなのかを強力に主張する態度がなければ、本当のたたかいにはならないのではないか。仮に法制化されてしまった場合、その後のたたかいをどうするか。強制反対論だけではなく、積極的な反対論が不可欠であると考えられる。

(W)

そして、主権問題だけでなく、身分差別の根源として天皇制を批判する立場を欠落させているのである。

そして教員をはじめとする公務員全体は、公務員法を通じてより強力に罰することができるようになる。この法案が、公務員を天皇制官吏として統制せんとするものであることは明白だ。

「平和まつり」には約1500人が参加(7・18大阪、天保山ホール)

海自、大阪湾で7・15～18「シーページェント'99インナニワ」

大演習に連日抗議行動

七月十五日より、淡路島沖の大阪湾一帯で戦後最大規模の海上自衛隊演習が強行された。

「展示訓練」であるとし、「シーページェント'99インナニワ」と名称されたこの演習は、海上自衛隊の各地方隊の毎年の展示訓練で、例年広島湾で行っていた呉地方隊が、創設四十五周年記念行事として、九四年以降二回目の大阪湾で実施されることとなった。

「市民に海自を理解してもらう為であり、いろいろな港での経験を積む」(防衛庁海上幕僚監部談)ときれながら、今回は明確に「海上自衛隊の大阪湾、紀伊水道へのコミットメントを示す」(海自資料)ことがあげられ、新ガイドライン関連法成立直後での、有事の際の利用の地ならしであることは明白である。

戦後最大規模で強行

演習は十五日より四日間で、十七、十八日が「展示訓練」であった。

規模は参加艦艇として、強襲揚陸艦「おおすみ」やイージス艦「きりしま」を始め掃海艇、潜水艦など二十五隻、参加航空機として飛行艇や対潜哨戒機など二十一機におよぶものである。

範囲は、神戸港、大阪港、堺泉北港、和歌山港、淡路津名港、徳島小松島港の大阪湾周辺の六港にわたり、十五日よりデモ入港し、「一般公開」や「体験航海」と称して、約九千名の市民を取り込む一方、艦隊を組んでの一斉行動や、機雷掃海訓練や、LCAC(強襲上陸舟艇)使用や、空砲ではあるが射撃訓練を行うものである。米軍の各港寄港がつづき、従来広島湾のみで行われてきた展示訓練が、大阪湾一帯で展開されることは、明らかに戦争準備の地慣らしである。

戦争法の実態化に対決

このような軍事訓練に対し、昨年秋より、「周辺事態法を廃案へ、戦争協力をしない、させない実行委」を結成し、三回の大規模な反対集会をつみかさねてきた関西共同行動や大阪ユニオンネットなど神戸―大阪―京都―奈良の各団体は、七月、戦争を阻止するため運動のさらなる発展を目的に「しないさせない戦争協力」関西ネットワークを結成させた。

十五日の演習初日の入港に際し、各港で抗議行動や反対集会が開かれたが、大阪ではイージス艦「きりしま」の入港にあわせ、大阪港の天保山公園で夕方より「大阪平和人権センター」主催で約四千名が参加し、「自衛艦大観閲式抗議行動」の集会とデモが行われた。自治労・全港湾・教組・国労などの組合が西日本規模で取り組み、市民団体も合流した。

十八日の演習最大日にはそれにあわせ、反対海上デモと「軍事演習は許さない！大阪湾反戦平和まつり」が、「しないさせない戦争協力」関西ネットワーク、南大阪平和人権連帯会議、大阪ユニオンネットワークの共催で行われた。

早朝から呉の「ピースリンク」、横須賀の「平和船団」の仲間も到着。海上デモの準備が行われ、七時半より大阪市従や全港湾や市民など二十数名がゴムボートに乗船し、出港した。九時に中央突堤より出航する「きりしま」に抗議するため、「戦争協力反対」の横断幕をかかげ、海上デモを海上保安庁の不当な制限に抗しながら敢行した。

十一時からは付近の天保山ホールを会場に「平和まつり」が行われ、約千五百名が参加した。「まつり」として「焼き肉」「イカ焼き」「冷やしそうめん」などの数多くの出店が出された。

ホールでは、三部の集会が続けられた。主催者三団体のあいさつ、呉、横須賀の仲間のあいさつが行われ、全国のあいさつが続いた。二部では、歌手の趙博さんが歌い、エイサーや奄美民謡が飛ぶ、にぎやかなものとなった。第三部は、全港湾、大阪市職から決意表明がされた。さらに関西ネットワークとして今後、自治体への要請・請願行動への提起が行われ、アピールを採択した。

ますます進む新ガイドラインの実態化に対し、恒常的な各地域での取り組みが今後も問われている。

(関西S通信員)

前号訂正

一面二段「共同声明案が採択された」とあるのを「共同声明案が全員賛成で採択された」に訂正。

ともに進まん！同志たち

労働者共産党結成大会に参加して――

去る六月、共産主義者同盟と日本共産党（マルクス・レーニン主義）との統合大会、すなわち「労働者共産党」の結成大会がかちとられた。この大会に代議員などとして参加した同志たちの感想と感銘、今後の決意を寄せてもらった。（編集部）

信頼基礎に協議が結実

長い長い、慎重かつ激しかった統合協議が終わった。再開されてからでも六年、協議の中心メンバーの継続してきた努力に敬意を改めて表明する。また協議の報告にひとつひとつ意見をよせ、早急な結論ではなく、可能性を求めて協議を支えてくれた各党員に、改めて感謝する。われわれと旧ML派との間の、当初の大きなへだたりを埋めてきたのは、これらの努力と、まず信頼できるとの確信だったのだと思う。

運動基盤もスタイルも、同じ地方でもかなり異なる感も強い。真の統合は、共同声明をわが組織の内実とし、規約に基づく党建設・運営ができるかによる。地方での指導もまた重要になろう。

改めて、その重要性を感じさせた統合大会だった。微力ながら奮闘したい。

（元共産同・関西T）

地平守り抜いた成果

私にとって、「革命の旗」、「赫旗」とつづく、三度目の統合大会に参加し、新たな同志たちとともに、歴史的な一歩を踏み出せたことを喜ぶとともに決意を新たにしています。

二度にわたる「赫旗」の「分裂」―野心家、投機分子の党建設からの逃亡に抗し、数は少なくなったけれど、「赫旗」結成の地平を守り抜いた成果が結実したのだと思います。

ブンド結成から四十年、私自身も共産同赤軍派（マルクス・レーニン主義編集委）に参加して以降の党建設を総決算し、「共同声明」の下に団結し、強大な革命政党をたたかいとるべくたたかっていきたいと思います。

（元共産同・首都圏H）

政治課題での一致を

統合を率直に祝いたい。大会の議論で意見を出して、時間的制約はあったが討議し、採決で決定していったのはよかった。小差についての課題については今後更に検討が重ねられればと思う。新たな党名については、現時点での意見を述べたが妥当であったと思っている。

今後は、私は政治的課題について、新たな党が一致し、融合し、共に力強くやっていけるのかが、ひとつの課題だと感じている。

（元共産同・関西M）

時代を切り開く革命政党を

革命的な左翼の分散と混迷に終止符をうつ試金石になり得るかどうか。私たちの統合はそのことが問われている。

それは、同時に日本の階級闘争において、マルクス・レーニン主義の観点から今日的な課題に応え得るのかどうかを我々に問うている。

労働者・人民の賃金奴隷のくびきを断ち切り、自ら解放の回路を見いだすことを領導できる政党にわれわれ自身を鍛え上げることができるかどうか、ということである。

それをやり切ることを通じてしか、われわれ自身、日本における社会改革の展望は見出せないだろう。

さらには、自国の帝国主義と対決し、その打倒を目指す真の前衛党の建設なくしては、日本はおろか、帝国主義の抑圧に呻吟している全世界の労働者・人民との連帯は空文句になってしまう。

これは、労働運動をはじめ、あらゆる領域における ねばりづよい闘いなくしてはありえない。思想と路線においては厳格に、しかし戦術においては柔軟かつ多様性をもって。しかも、あらゆる領域の階級的な大衆運動に責任を持つ政党にわれわれ自身をたかめあげることによって。

大衆の利益は大衆に。大衆の不利益は党が引き受ける。この作風が必要である。

次の時代を形作る社会変革の胎動はすでに社会の隅々で始まっている。

統合によって、ささやかではあるが、大きな一歩をわれわれは歩み始めた。

ともにすすまん！

（元共産同・東京H）

身がひき締った結成大会

労働者共産党の結成大会に参加させてもらった。全く知らなかった顔ぶれの人たちと同じテーブルをはさんで、党活動について同志的に討議をしたのは、とても新鮮で緊張感にあふれる場面だった。

ソ連邦の崩壊後、米帝を盟主とした帝国主義の世界支配体制が実現されてきたが、いまやその矛盾が根本から露呈している。

経済での成長政策の行き詰まりからくる、世界的規模での弱肉強食の“大競争時代”の到来。帝国主義諸国内での階級矛盾、階級闘争激化のきざしの現われ。第三世界諸国における労働者人民への新たな搾取、収奪。政治腐敗に対する人民の怒りの拡大、民族闘争の激化等々。支配階級も労働者人民もいままで通りにはやっていけない時代がすぐ近くに迫ってきていることが実感される。

大きな状況の進展に対して、未来社会の主人公となるべき労働者人民の主体の態勢づくりが、やはり遅れていると言わなければならない。

日常の職場での地道なたたかい、地域での人権や環境を守り拡大する運動など、労働運動や市民運動への労働者人民の地道な努力は積み重ねられている。職場や地域での、いまは目立たないたたかいを育て、拡大する労働組合、市民運動団体を地域的に育て、全国的に連帯させていく活動をぬきにして労働者人民の主体の態勢づくりは進展しない。

党はこうした活動を路線的確信をもって、首尾一貫しておしすすめる核心的存在である。労働者共産党の結成は、日本の階級闘争において労働者人民のたたかう主体を地域的、全国的につくり出す力強い出発点になると思う。

すべての同志の政治的思想的核心をいっそう強固にうちかため、それぞれの階級闘争の持ち場で力を発揮し、日本革命運動の前進に貢献できるよう奮闘したいと思う。

（元日共ML・東海S）

現代修正主義批判で一致

過日、××の地において新しい党の結成大会がもたれた。わたしは代議員の一人として、幸運にも参加する機会を得た。

一九五〇年代後半、ソ連党フルシチョフ指導部は、「巨大な社会主義陣営」と帝国主義との対峙という情勢によって、発達した資本主義国の中で平和的に革命に移行することが全く可能なこととなったと吹聴し、各国の共産党あるいは労働者党に議会での多数派をめざすことを奨励した。

時の日共指導部も、このソ連修正主義のデマに次第にのめりこみ、職場あるいは地域での大衆工作、革命のための統一戦線を形成する政策から手を引き、意見を異にする多くの真面目な党員を除名あるいは左遷したりした。

もちろん、五〇年、六〇年代はわたしは子どもで、その細たる事実を知るよしも無いが、今はなき堀江壮一同志から、地方党組織を守るという話の中で日共宮本一派の党運営のデタラメさを聞かされた。

いま、真面目な人びとと政治・思想の一致で結束できたことを、うれしくもあり心強くも思う。

関西における多くの先達（せんだつ）は地道にねばり強く、骨のおれる仕事を長期にしてきた。

私たちも困難を恐れず、具体的に調査・研究することをいやがらず、長期にねばり強くたたかっていく。

共産主義の思想は、人民の運動の中で燦（さん）として息吹いている。それぞれの部署の「特殊な環」の研究をおこたらず、団結して敢然と勝利しよう。

関西における幾重にもひるがる地域的統一戦線形成のために、手をたずさえて奮闘しよう！

（元日共ML・関西I）

党の重要性の再認識を

地方にいると、全体がよく見えなくなり、自分勝手になってくる。

結成大会に参加して感じたのは、「生まれ」も「育ち」も違う組織の統合、新しい党の結成のために長い間、ねばり強く努力した両組織の幹部のみなさんの、まじめな意識、態度でした。

統合への道は、困難であったでしょう。しかし、困難であるからこそ、偉大でもあります。新ガイドライン法成立、盗聴法案、日の丸・君が代の法制化等の攻撃が強くなっていく中での統合の意義は大きいものだと思う。

わたし個人としては、統合の成果を強調するあまり、原則的なことを忘れてはいないかな、との思いが少々残りました。

党こそが、正しいたたかい、運動を創っていく基本なのだという認識を新たにし、党の路線により、市民運動、労働運動等の大衆運動を基礎に、がんばっていきたい。

（元日共ML・関東T）

大衆路線で地方党建設

六月××日、緊張した空気のなか、逆に熱気のあふれるムードのもと、歴史的な統合大会に関西地方党の代表の一員として参加した。

日本共産党（マルクス・レーニン主義）の関西地方党は、統合に向けて、このかん各細胞で「規約」案、「共同声明」案の内容について討議を重ね、学習会も行って、意見をかわしてきた。

労働者共産党が結成された今日の客観的情勢は、失業者の増大と労働者の権利破壊がすすみ、一方では大政翼賛国会のもと、労働者人民の弾圧、戦争体制、戦争準備の悪法が作られている情勢にある。

私たち関西の党員は、この関西の地に、労働者共産党関西地方委員会を力強く組織建設し、大衆路線を堅持し、労働者・人民の中に深く入り、党建設を行うことを決意する。

（元日共ML・関西N）

問われる人類史的な総括

今大会は、日本における共産主義者および先進的部分の第一歩として、大きな評価ができると思います。

しかし、わたし自身はどうしても不満が残ります。不満という表現しかできず、積極的に展開あるいは提案できないのが残念です。

というのは、現代資本主義の到達段階さらに言えば人類史の到達段階が、共同声明に明確に記述されていない。したがって、人類史が進んでいくであろう必然的プロセスをいまひとつ鮮明に理解できない記述になっている、と感じるのです。もちろん、一つひとつの記述について不満をもっている訳ではないのです。

たとえば、いわゆる「社会主義国」は、資本主義国のたんなる裏返し、資本の国有化でしかなかった。一体、資本主義はどこから発生したのか？　人類史のいわゆる「近代化」とは、ヨーロッパによる全世界の侵略と収奪の歴史であった。そして、その侵略と収奪の歴史の上に資本主義が発生し発達してきた。したがって資本主義の止揚とは、すなわち、いわゆる「近代化」の総括と清算にならざるをえない。

たとえば、中国革命の意義とは、中国大陸において独力で「近代化」の清算を試みたことにある。中国がいかに資本主義化しているという評価がなされようと、中国革命の歴史的意義は不滅であるといわなければならない。そして、全世界において、帝国主義の支配と収奪が、過去の「近代化」の継承の上にたって再生産されている現実をみなければならない。

たとえば、日経新聞は現代資本主義を「新資本主義」と呼んでいる。すなわち、資本が国境を越えて世界的な戦争状態に突入している。経済学的には近代経済学、政策的にはケインズ政策が機能を失う時代に突入した。ケインズ政策が機能してきた資本主義の特徴の一つは、大量生産―大量消費である。そして、このことは地球規模の破壊をもたらし、人類生存の条件をせばめている。しかし他方で、大量の商品の一般大衆への普及は、女性の家事労働からの解放、家事労働への隷属からの解放への物質的条件をも作り出している。

非常にまとまりのない話になりましたが、人類史の到達段階を、歴史的総合的に記述することによって、人類史の進むべきプロセスと、日本の労働者・人民の進むべきプロセスもより鮮明に浮かび上がるのではないか。共同声明の記述自体に反対ではないが、平板的・ら列的に感じてしまう。

わたしの不満はこれだけです。共に前進しましょう。

（元日共ML・東海K）

労働者共産党 党規約

一九九九年 六月 結成大会

前文

労働者共産党は、労働者階級の革命政党の一つであり、日本において労働者人民の先頭に立って闘うものである。

党は、マルクス主義をはじめとする共産主義思想を行動の指針とし、日本革命の実際に立脚して闘う労働者階級の先進分子によって構成される。

党は、労働者階級を中軸とする全人民の統一戦線を形成・発展させ、日本帝国主義ブルジョアジーとその国家権力を打倒し、アメリカ帝国主義を一掃して、当面の日本革命を勝利に導く。当面する日本革命は、プロレタリア階級独裁を樹立する社会主義革命であり、党は革命的統一戦線に依拠して、日本の社会主義的変革を推し進める。

日本革命は、世界革命の一構成部分である。党は、プロレタリア国際主義を堅持し、全世界の真の共産主義政党と団結し、全世界の労働者階級、被抑圧人民、被抑圧民族と団結して、アメリカ帝国主義を主柱とする国際反革命同盟体制を解体し、全世界の帝国主義を打倒するために闘う。党は、日本内外の現代修正主義を厳しく批判し、国際共産主義運動を発展させる。

党は、日本革命の勝利に責任を持ち、世界革命の勝利のために闘う。党の最終目標は、世界共産主義社会を実現することにある。

党は、労働者階級をはじめとする人民大衆に依拠して闘争し、人民大衆のなかに深く根を張った党を建設する。党は、日共現代修正主義を厳しく批判し、「左」右の日和見主義、清算主義と教条主義を批判し、共産主義思想の現代的発展をたたかいとり、日本における共産主義者の団結・統合をおしすすめて、革命の隊列を強化する。

党は、日本革命の勝利のために全力を挙げて闘い、革命の事業のために犠牲をおそれず奮闘する。

第一章 党員

第一条 十八歳以上の労働者・人民で、綱領と規約を認め、党の一定の組織に参加し、党費を納めるものは、党員となることができる。

第二条 入党を決意したものは、党員二名の推薦を受け、個別に入党の手続きをとる。細胞はこれを審査・決定し、一級上の党委員会の承認を受ける。

第三条 党員候補の期間は、原則として六ケ月を越えない。その期間中、候補者は党の指導を受けて活動する。候補者は、選挙権・被選挙権を持たない。

第四条 特殊な事情の場合は、各級党委員会は直接入党を審査・決定し、承認することができる。

第五条 党員は次のことを実行しなければならない。

(1) マルクス主義をはじめとする共産主義理論をすすんで学習し、修正主義、日和見主義を批判する。

(2) 党の諸決議の決定過程に積極的に参加し、主体的に考え、一旦決定されたならば積極的に実行する。

(3) プロレタリア国際主義を堅持し、全世界の労働者人民と団結する。

(4) 大衆路線に基づいて大衆と共に闘い、人民を信頼し、人民から信頼されるよう努力する。

(5) 党の規律を守り、階級敵から党を防衛し、すすんで党費を納め、党の革命的統一を強化する。

(6) 自分の活動報告をすすんで行ない、批判と自己批判を勇敢に行ない、党の民主的党生活を強化する。

第六条 党員は次の権利を持つ。

(1) 全ての党員は平等であり、特に定めがある場合を除き、評議権、議決権、選挙権、被選挙権を等しく有する。

(2) 党員は、党の各級の組織と役職者に対し、批判と提案を行なう権利を持つ。

(3) 党員は、党の決定に対して異議があれば納得抜きに追従すべきでなく、異見を保持することができる。また必要ならば、級を越えて上級の党委員会に意見を述べることができ、意見書の全党配布を要求することもできる。ただし、決定は、無条件に実行しなければならない。

(4) 党員は、党の綱領的見地に根本的に反するものでない限り、その見解を党の内外の出版物等において、自由に表明する権利を持つ。

第七条 党員の処分は次のように行なう。

(1) 党員が党の綱領と規約に違反した場合、党は具体的な事実に基づいて、警告、役職解任、党員権停止、除名などの処分を行なう。党員の処分は、所属組織の三分の二以上の決議を必要とし、一級上の党委員会の承認を受けなければならない。

(2) 党員権停止は、原則として一年を越えてはならない。

(3) 処分を受ける党員は、特殊な事情の場合を除き、自己の審査の会議に出席でき、充分弁明の機会が与えられる。処分に不服な党員は、再審査を求めることができ、大会を含む上級機関に訴えることができる。

(4) 特殊な事情の場合には、党委員会は直接党員を審査し、処分することができる。ただし、一級上の党委員会の承認を受ける。

第八条 除名された党員の再入党は、中央委員会がこれを決定する。

第九条 党員は離党することができる。党員が離党を要求した場合、所属組織で事情を調査し、除籍を決定して、一級上の党委員会に報告する。半年以上党活動を放棄している場合、党は除籍処置をとることができる。

第二章 党の組織

第十条 党の組織は次のことを原則とする。

(1) 全党は、個人は組織に従い、少数は多数に従い、下級は上級に従い、全体は中央に従うという、党の統一の規律を厳守する。

(2) 全党は、個人は異議を唱えることができ、少数は異見を保持することができ、下級は上級を批判することができ、中央は大会に従うという、党の民主主義を厳守する。

(3) 党の各級機関は、実質性ある選挙によってつくられる。

(4) 党の各級機関は、それを選出した党組織に定期的に活動を報告し、その点検を受けなくてはならない。

(5) 党の各級機関は、党員の批判を抑えつけたり、仕返しをすることは絶対に許されない。

(6) 下級の機関は、その活動を上級に報告し、定期的に指導・点検を受ける。

(7) 党の各級機関は、両性の同志によって構成される。

第十一条 大会は党の最高議決機関である。

(1) 大会は、中央委員会が招集し、原則として三年に一回開催しなければならない。ただし党員の三分の一以上の要求がある場合、中央委員会は大会を開催する義務を負う。

(2) 大会は、代議員と中央委員によって構成される。代議員でない中央委員は、議決権を持たない。

(3) 代議員の選出方法とその比率は、中央委員会が決定する。

(4) 綱領と規約の改正、中央委員の選出は、大会による。

第十二条 中央委員会は、大会から次期大会までの間、大会の決議を執行し、全党を指導する。中央委員会は、中央委員会常任委員および常任委員候補を選出し、日常的な中央執行機関として常任委員会を設ける。

第十三条 中央委員会は、常任委員会が招集し、年に一回以上開催しなければならない。ただし中央委員の三分の一以上の要求がある場合、常任委員会は中央委員会を招集する義務を負う。

第十四条 中央委員会の下に地方委員会を設ける。地方委員会は地方大会によって選出され、中央委員会の承認を受けて機関権限を持つ。

第十五条 党の基礎組織は細胞である。職場、地域、学校などで三人以上の党員がいるところでは細胞をつくる。細胞は細胞長を選出する。細胞は、定期的に会議を開き、党員は細胞長の指導の下に規律ある党生活を行なう。

第十六条 細胞の主な任務は次の通りである。

(1) 大衆と共に闘い、常に大衆の意見と要求を聞き、これに党の政治路線を結びつけて細胞の政策・方針をつくる。

(2) 党の政策を、職場、地域、学校のなかへ持ち込み、不断に宣伝活動を拡大し、大衆の革命的自覚を高めるようにする。

(3) 各種大衆組織の発展強化をおしすすめると共に、新党員を積極的に獲得し、党の隊列を不断に強化する。

第十七条 党の組織の会議は、特に定めがある場合を除き、全て過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の賛否で議決される。

第十八条 少数派の権利について次のように定める。

(1) 党員は、自己の見解を自由にに表明する権利だけでなく、少数派を組織する権利を有する。

(2) 少数派は、規約を守り、党としての行動の統一を厳守しなければならない。

(3) 全党は、少数派が形成された場合には、当該少数派を含む党全体の責任において、実践の検証と民主的でねばり強い党内闘争とを介して、その根拠の克服に努めなければならない。

第三章 財政

第十九条 党の財政は、党費、党内外からのカンパ、党の事業収入によってこれを行なう。

付則

一、この規約に定められていない問題は、本規約の精神に基づいて、中央委員会の指導の下に処理する。

二、第一条等で言う「綱領」とは、現在においては、共同声明の基本的内容とする。

以上

(1928年6月に刊行が開始された日本のマル・エン全集)

党はマルクス主義の現代的発展を掲げる

中命的左翼の より大きな統合へ